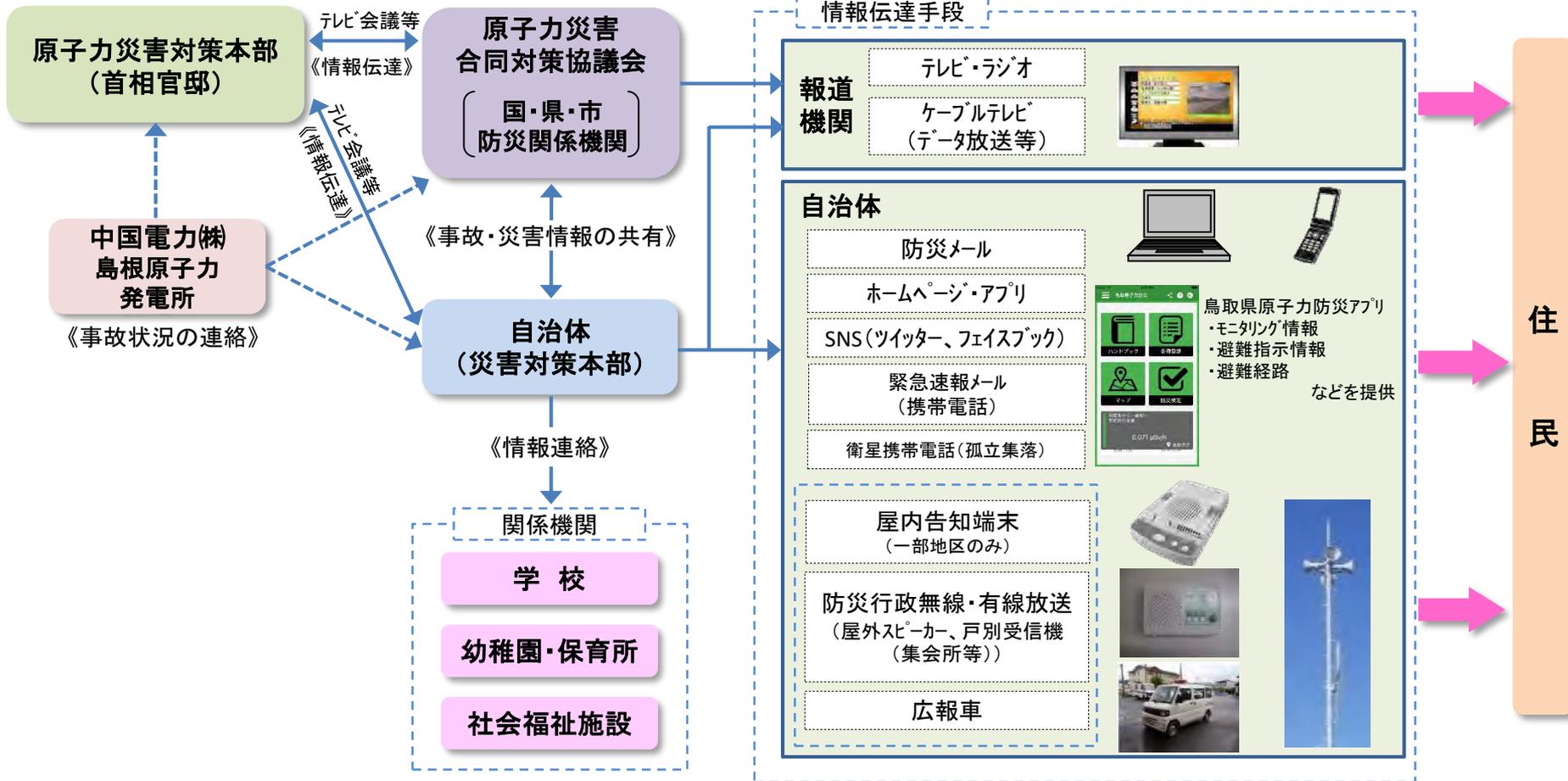


# 住民への情報伝達体制

- 防護措置（避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から関係自治体に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 自治体は、防災メール、防災行政無線、広報車等の複数の情報伝達手段を活用し、住民へ情報を繰り返し伝達。
- 音声情報・文字情報を組み合わせ、障がい者、外国人、観光客等の要配慮者への情報伝達に配慮。

※ 災害時における報道・放送の要請に関する協定をNHK、民放、ケーブルテレビ、ラジオ放送及び新聞の各社と締結済み（島根県、鳥取県）



# 観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 島根県、鳥取県及び関係市は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態以降で、帰宅等の呼びかけを行う。
- 島根県、鳥取県及び関係市は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等一時滞在者に情報を伝達(P18と同様)。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、島根県、鳥取県及び関係市に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

## 【緊急速報メールサービス(イメージ)】

### 受信メール

2020/10/26 午前9:03  
 ○○市からのお知らせです。島根原子力発電所は、先程の地震で警戒事態となっています。現在放射性物質は放出されていませんが、観光客等一時滞在者の皆さんは帰宅や建物内への退避をしてください。(○○市)

